

## 建設リサイクル法に基づき

# 分別解体等の届出が必要です！

### ■一定規模以上の建設工事には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき届出等が必要です。

- ①(1) 建築物等の新築や除却工事の際、資材の分別解体と再資源化を行わなければなりません。
- ①(2) 工事の発注者や元請業者等は、工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などを行わなければなりません。
- ①(3) 解体工事の実施には建設業許可（土木、建築又は解体工事業）又は解体工事業登録が必要です。

### ■対象建設工事の事前届出については、次のとおりです。

#### ①対象建設工事（特定建設資材※が使用されているか、又は使用するもの）

建築物の解体工事	床面積 ≥ 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積 ≥ 500㎡
建築物の修繕・模様替工事	工事費 ≥ 1億円
土木工事・その他の工作物の工事	工事費 ≥ 500万円

※特定建設資材とは

- ①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート

#### ②届出の時期

工事着手の7日前まで

#### ③届出先

工事場所	建築物(連絡先)	土木工事等(連絡先)
名古屋市	建築指導課 052-972-2924	技術指導課 052-972-2812 各土木事務所
豊橋市	建築指導課 0532-51-2587	(同左)
岡崎市	建築指導課 0564-23-6816	(同左)
一宮市	建築指導課 0586-28-8644	道水路管理課 0586-28-8637
春日井市	建築指導課 0568-85-6324	(同左)
豊田市	建築相談課 0565-34-6649	(同左)
半田市 *	建築課 0569-84-0671	◆当該市町村の管轄建設事務所
刈谷市 *	建築課 0566-62-1021	・尾張建設事務所維持管理課 052-961-4419
安城市 *	建築課 0566-71-2241	・一宮建設事務所維持管理課 0586-72-1415
西尾市 *	建築課 0563-65-2381	・海部建設事務所維持管理課 0567-24-2162
小牧市 *	建築課 0568-76-1142	・知多建設事務所維持管理課 0569-21-9075
東海市 *	建築住宅課 052-603-2211	・西三河建設事務所維持管理課 0564-27-2758
江南市 *	建築課 0587-54-1111	・知立建設事務所維持管理課 0566-82-6463
瀬戸市 *	都市計画課 0561-88-2686	・豊田加茂建設事務所維持管理課 0565-35-9326
豊川市 *	建築課 0533-89-2117	・新城設楽建設事務所維持管理課 0536-23-8690
稲沢市 *	建築課 0587-32-1111	・東三河建設事務所維持管理課 0532-52-1332
大府市 *	都市政策課 0562-45-6314	
その他市町村	建築確認の窓口	

\* 印の市(限定特定行政庁)における建築物の内、建築基準法第6条第1項第1～3号に掲げる建築物及びその他市町村のすべての建築物の届出書は、当該市町村から各建設事務所建築課に送付されます。

#### ④届出書の様式と添付図書など

書 類	説 明
届出様式	届出様式、記入例、添付図書は、愛知県のホームページに掲載されています。 (URL: <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000025019.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000025019.html</a> )
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物が明示されたもの。 ・工事現場を赤色で明示してください。
設計図等	設計図(配置図、立面図等)又は写真(サービス版で2面以上) ・図面のサイズは、原則として A3 版、又は A4 版。 ・写真: 全体的な外観写真を 1 枚以上。「全景×2、遠景+近景、又は全景+内部」(サービス版程度)の 2 面程度が望ましい。
建設業の許可等	建設業の許可又は解体工事業の登録を証する図書(愛知県規則第 11 条により、これらを証する図書(写))を添付してください。

○提出部数 1部

○工事にあたっては、届け出時に窓口で交付した「リサイクル届出済みステッカー」を建設業の許可等の表示と合わせて現場の見やすい場所に掲示してください。

○工事の着手前に、届け出た内容に変更が生じた場合は変更届出の手続きが必要です。

○アスベストが使用されている建築物の解体等を行う際には、建設リサイクル法の他に、石綿障害予防規則、大気汚染防止法においても届出が義務付けられています。  
(参考HP「あいちの環境」 <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/index.html>)

○公共事業についても建設リサイクル法第11条に基づき届出に代わり通知が必要です。詳しくは公共事業発注者にご確認ください。

お問い合わせ 愛知県建築局建築指導課 建築環境グループ  
TEL:052-954-6570  
メール: [kenchikushido@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenchikushido@pref.aichi.lg.jp)